

③ 教科書給与、学習課題・教材等の配付について

- ・ **4月12日（日曜日）、13日（月曜日）、14日（火曜日）を教科書給与、学習課題・教材等の配付日とします**ので、保護者の方の来園をお願いします。受付時間は、午前10時00分～13時00分とします。3日間に来園することができない場合は、個別に相談に応じますので、ご連絡ください。
- ・ 来校園の際は、スペースを設けられる限り短時間で受け渡しを行う、受け渡し前後に手洗い・消毒をするなど、万全の感染症対策を講じますので、ご協力ください。
- ・ 来校園していただいた際に、お子様の健康状態について確認をさせていただきます。
- ・ 小・中学校では、教科書等を配付しますので、大きめのカバン等をご用意ください。
- ・ 入学式が延期になった新入生については、**就学通知書**をご持参ください。
- ・ その他、**学校園から依頼している提出書類についてもご持参ください**。
- ・ また、電話番号の確認や保護者メール登録についてもお願いする予定です。

④ 幼児児童等の学校園での居場所の確保等について

- ・ 保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子どもが一人で留守番ができない等の場合は、学校園で居場所の確保を行い、その後、児童いきいき放課後事業・一時預かり事業に引き継ぎます。
- ・ 保護者が仕事を休まれる等、家庭でお子様の監護が可能な方は、ご協力をお願いします。
- ・ なお、給食は実施されませんので、お弁当が必要な場合はご持参ください。お弁当のご用意が難しい場合は、予め学校園にご相談ください。
- ・ マスクを着用いただくなど、可能な範囲で感染症対策に努めてください。

2 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・ 臨時休業期間中は、ご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては、添付の「健康観察表」をご使用願います。
- ・ 「健康観察表」は、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いいたします。
- ・ **お子様が、次の状況になった際は、学校（園）に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。預かりへの参加はご遠慮ください。**

- ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合
- ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ③ お子様と同居されている保護者様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
- ④ お子様に、発熱（37.5度前後）等のかぜの症状が見られる場合

- ・ 居場所の確保・児童いきいき放課後事業・一時預かり事業中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようお願いいたします。

- ・ 上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・ かせの症状や37.5度前後の発熱が4日以上（基礎疾患等のある方は、症状が2日程度）続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

*新型コロナウイルス受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機